

東海村公共施設等総合管理計画 概要版

平成29年3月

東海村

1.策定の背景と目的

(1) 背景

- 中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故
(平成24年12月2日)
- 国は「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」を設置し、「インフラ長寿命化基本計画」を決定（平成25年11月29日）
- 総務省は地方自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定要請と指針を提示（平成26年4月22日）
⇒**本村も要請に基づき、公共施設等総合管理計画の策定に着手**



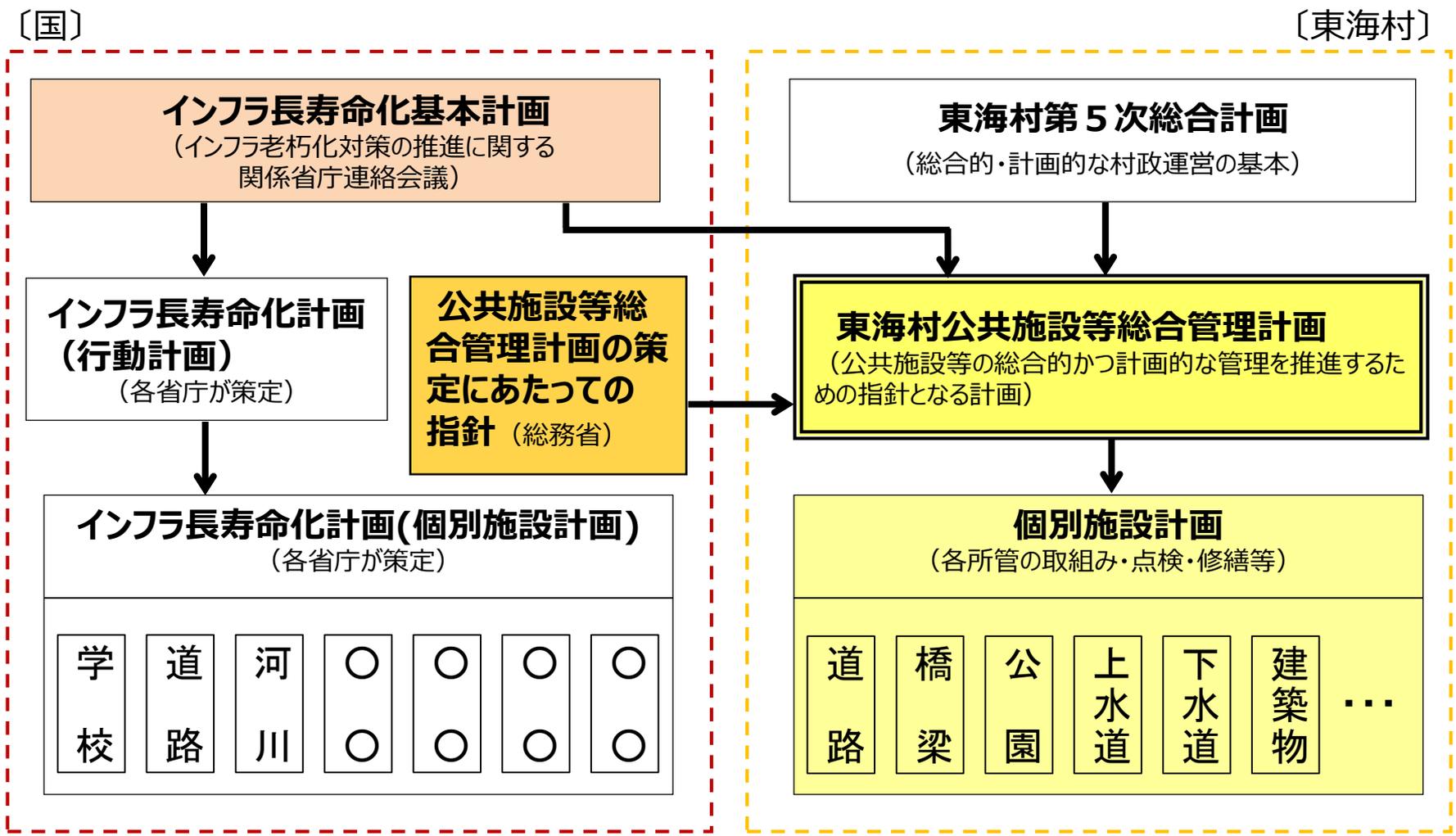
(笹子トンネル事故 日刊工業新聞掲載)

(2) 目的

- 今後予想される公共施設等の財政負担を軽減・平準化
- 村の実情にあった公共施設等の最適な配置の実現
⇒**公共施設等の状況の把握と長期的な視点による計画的な更新・長寿命化を行う計画の策定**

2.計画の位置付け

組織横断的な行動計画とし、総合的・計画的な村政運営の基本である「東海村第5次総合計画」をはじめ、各所管の関連計画との整合をとります。



3.対象範囲と計画期間

(1) 対象範囲

【対象とする公共施設等】（注1）

インフラ	公共建築物
道路, 橋梁, 上水道管路, 下水道管路, 公園, 水路	市民文化系施設, 社会教育系施設, スポーツ・レクリエーション系施設, 学校教育系施設, 子育て支援施設, 保健・福祉施設, 医療施設, 行政系施設, 産業系施設, 供給処理施設, 上水道施設

（注1）ただし、国土交通省インフラ長寿命化の行動計画（平成26年5月）を参考に、次の施設を除く。

- 1) 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設（経年劣化によらない施設、法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設）。
- 2) 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材（機側操作盤、無線通信機器）。
- 3) 財政にほとんど影響しない小規模の施設等、本計画の趣旨に合わない施設を除く。

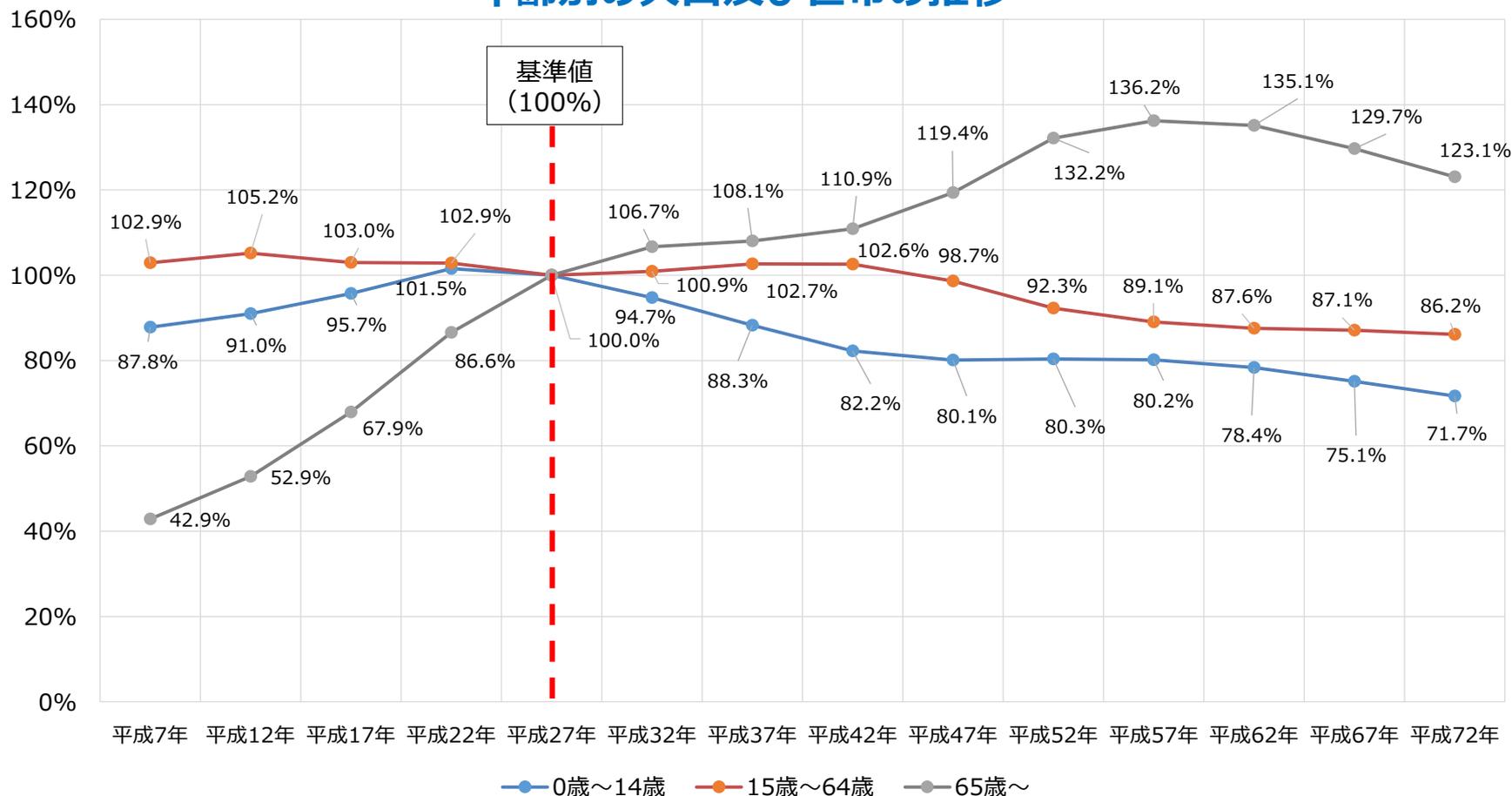
(2) 計画期間

計画期間：30年間

- 総務省の指針では将来人口についての見通しは30年程度が望ましい
- 村の公共施設等の大規模改修及び更新費用が集中するのは、およそ30年後

4. 今後30年の人口の推移（東海村人口ビジョンによる）

年齢別の人口及び世帯の推移



【平成27年を基準として比較】

総人口	30年後の平成57年には1.4%の減少
年齢別人口	高齢者人口（65歳～） 36.2%増加 生産年齢人口（15歳～64歳） 10.9減少 15歳未満人口（0歳～14歳） 19.8%減少



総人口に対する高齢者人口の割合は、**8.9%**増加し、**32.2%**となる

5. 将来的な投資的経費の見通し

普通会計，水道事業会計，下水道特別会計の投資的経費から電源三法交付金等の充当額を差し引いて算出

A : 普通会計分の投資的経費 21億円

東海村中期財政見通しの歳出の推計の平成31年度の投資的経費

B : 水道企業会計，下水道特別会計分の投資的経費 10.5億円

平成6年度から平成26年度の1年度平均値

C : 電源三法交付金等の充当額 6.6億円

平成6年度から平成26年度の1年度平均値

A + B - C = 将来的な投資的経費の参考値 年間24.9億円



6.公共施設等の総量

施設名	数量	単位	備考
公共建築物	124	施設	325棟 延べ床面積：147,424.95m ²
道路	463,278	m	一般村道（都市計画道路）：53路線 実延長：34,127m 一般村道 路線：1,331路線 実延長：333,787m 自転車道・歩行者道 路線：29路線 実延長：1,212m その他の道 路線：899路線 実延長：94,152m
橋梁	64	橋	1級村道：9橋 2級村道：6橋 その他村道：49橋
上水道	319,250	m	導水管：656m 配水管：318,594.125m
下水道	263,277	m	下水道管路：263,277m
公園	80	箇所	敷地面積：376,753 m ² 住区基幹公園：13施設 都市基幹公園：1施設 緩衝緑地等：7施設 遊び場：34箇所 その他の広場等：25施設
水路	98,134	m	側溝：94,433m, 暗渠：3,701m
雨水水路	34,126.5	m	都市下水路：24,235.72m その他の雨水水路：9,890.78m

※公共建築物は平成28年4月1日現在、インフラ施設は平成27年4月1日現在で集計

7.人口1人あたりの公共建築物の延床面積

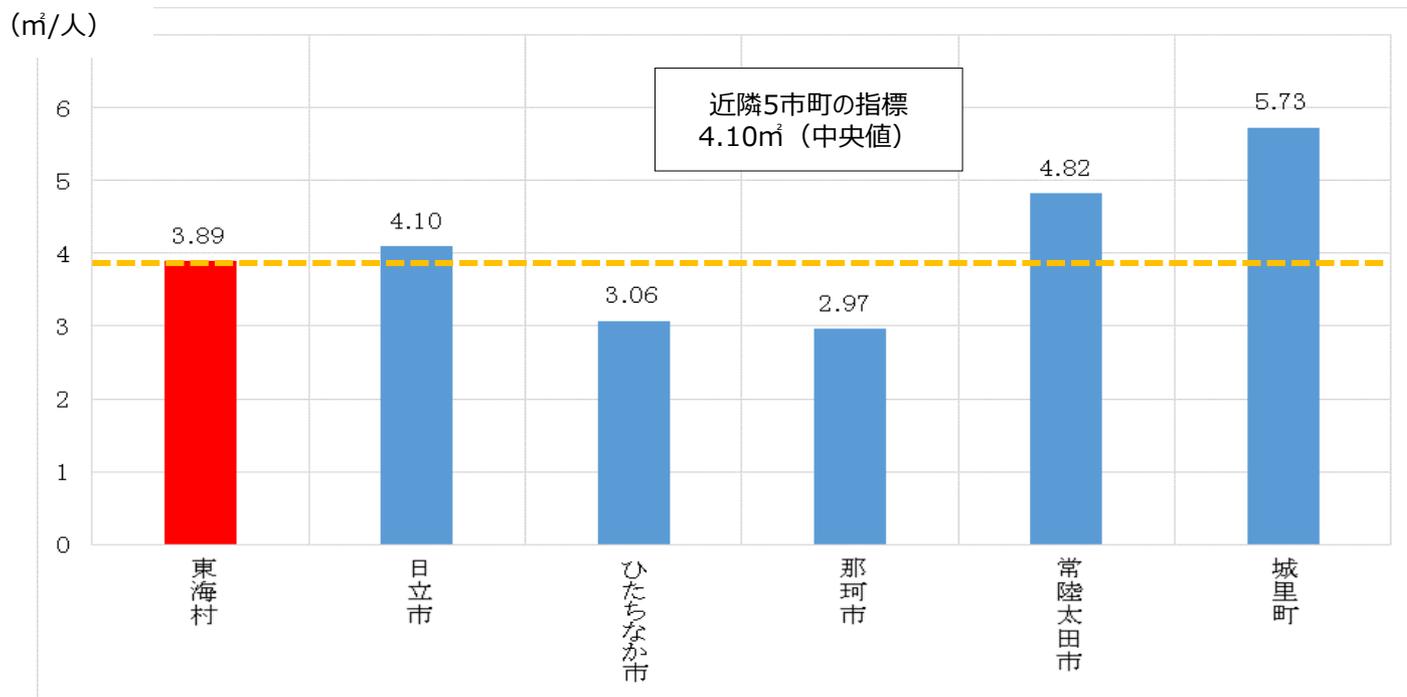
(1) 村の人口一人あたりの延床面積

人口一人あたり延床面積 (m²/人) = 公共建築物の延床面積 ÷ 人口

東海村人口一人あたりの延床面積3.89m²/人

(2) 人口一人あたりの延床面積の近隣自治体比較

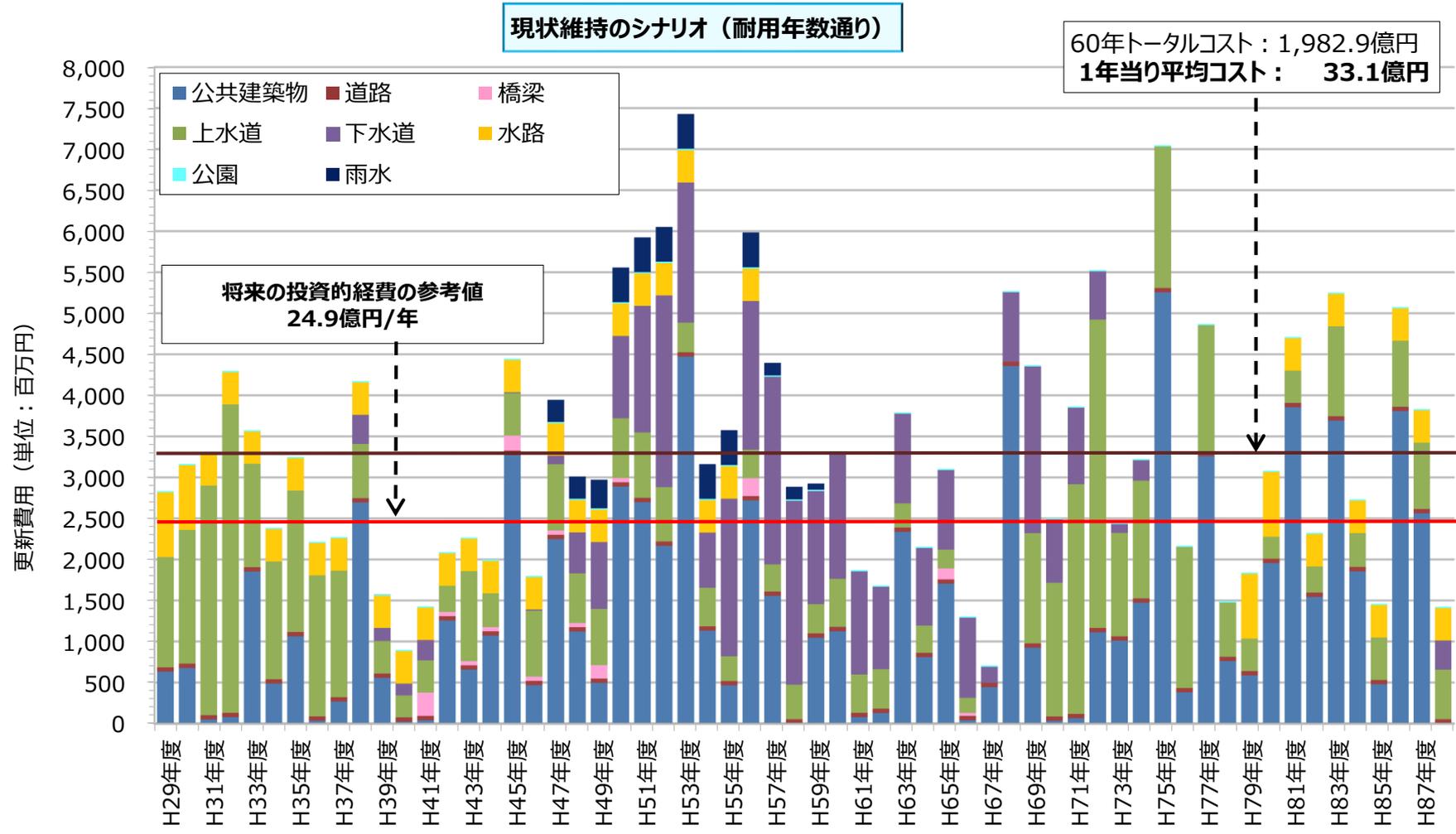
- 近隣の日立市, ひたちなか市, 那珂市を含む5自治体の指標値 : 4.10m²/人
- 近隣自治体の延床面積と比較すると, 村は5%少ない水準



※近隣自治体の数値は、「平成26年度公共施設状況調査」(総務省)及び住民基本台帳に基づく人口(平成27年1月1日現在)による

8. 公共施設等の更新費用の見通し

【現在の公共施設等を耐用年数どおりに更新した場合】



- 今後60年間の更新等に要する費用：約1,983億円
- 1年あたりの平均費用：約33.1億円
- ⇒ 将来的な投資的経費の参考値の年間24.9億円と比較すると、年間8.2億円の不足

9. 公共施設等の課題認識

◆ 公共施設等の老朽化に伴う安全性の確保

公共施設等の老朽化に伴い、安全性の確保が重要になるため、公共施設等の計画的な維持修繕が必要となります。

◆ 将来人口の変化に伴うニーズへの対応

今後30年間で年齢構成が変化していきます。社会情勢の変化も踏まえて公共施設等に求められるニーズ、必要な機能、規模を検証していく必要があります。

◆ 財源の減少による投資的経費の抑制

生産年齢人口の減少により税収が減り、高齢者人口の増加により義務的経費が増えた場合、公共施設等の維持管理に充当する投資的経費を抑制する必要があります。

◆ 公共施設等の改修、更新に伴う過大な財政負担

抑制が見込まれる将来充当可能な投資的経費と現在保有している公共施設等の将来更新費用を比較した結果、投資的経費に係る財源が不足することが見込まれ、現在と同じ規模の公共施設等の維持管理が困難になることが懸念されます。

10. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本的な方針

基本方針1 予防保全型の維持管理と長寿命化

- ・事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換します
- ・メンテナンスサイクルを構築し、公共施設等の安全を確保します
- ・日常点検や計画的な改修により、公共施設等の長寿命化を図ります

基本方針2 更新コストの縮減・平準化

- ・公共施設等は、将来人口、財政状況をふまえ、適正な規模で更新します
- ・延床面積の削減、集約化、広域化等により、更新コストを縮減します
- ・計画的な公共施設等の更新により、更新コストの平準化を図ります

基本方針3 公有財産の有効利用、広域連携・官民連携の推進

- ・公有財産の有効利用を推進し、維持管理コストの縮減を図ります
- ・広域連携や官民連携を推進し、維持管理コストの縮減を図ります
- ・受益者負担の適正化により、施設利用者と未利用者の不公平感を解消します

11.数値目標の設定

(1) 公共建築物の使用期間 70年

【公共建築物の使用期間に関する考え方】

①建築物の耐用年数

ア) 法定耐用年数

財務省令で定められた固定資産の減価償却費を算出するための年数のこと

(例) 学校等の法定耐用年数

- ・鉄筋コンクリート造 47年
- ・鉄骨造 19～34年
- ・木造 22年

イ) 物理的耐用年数

物理的に使用可能な年数のこと

	高品質の場合	普通品質の場合
鉄筋コンクリート造	100年	60年
鉄骨造 (重量鉄骨)		60年
ブロック造		60年
木造		60年

11. 数値目標の設定

ウ) 機能的耐用年限

期待される機能を果たせなくなったときに決定される年数のこと

エ) 経済的耐用年限

建築物を存続させるために必要となる費用が建築物の更新費用や存続させることによって得られる価値を上回ってしまうことで決定される年数のこと

②長寿命化と使用期間の延長

(普通品質の場合)

物理的耐用年数 60年



(適切なタイミングに適切な補修・改修を行うことで長寿命化を図る)



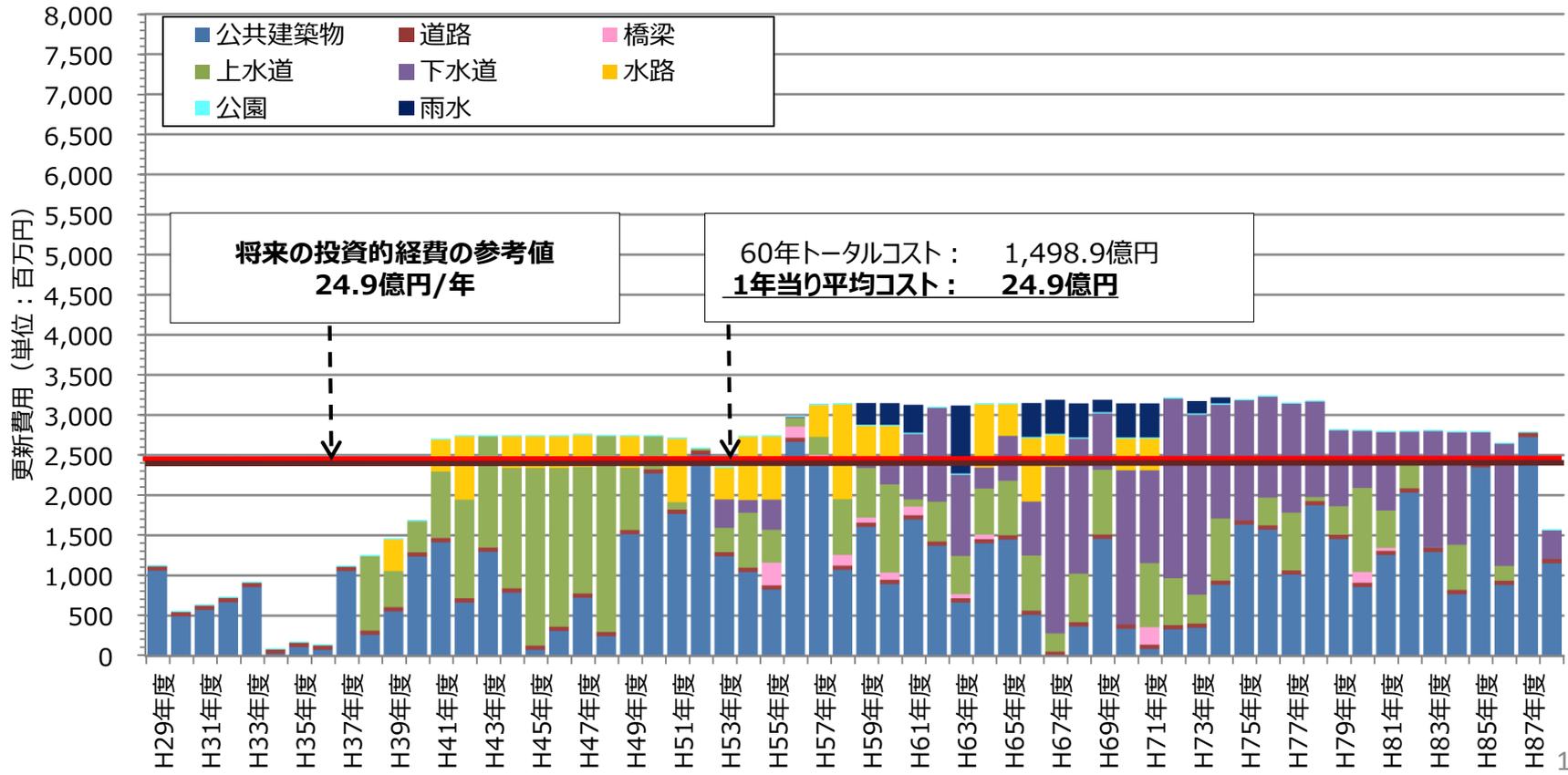
目標とする使用期間 70年

11. 数値目標の設定

(2) 公共建築物の延床面積 更新時 10%削減

【公共建築物の延床面積に関する考え方】

公共建築物の更新時に延床面積を10%削減することで、将来の投資的経費の参考値（24.9億円／年）と公共施設等の将来更新費用（1年あたりの平均コスト 24.9億円）が同額となり、計画期間内（平成29年度～平成58年度）における公共施設等の更新が可能となります。



11.数値目標の設定

(3) インフラ施設の使用期間

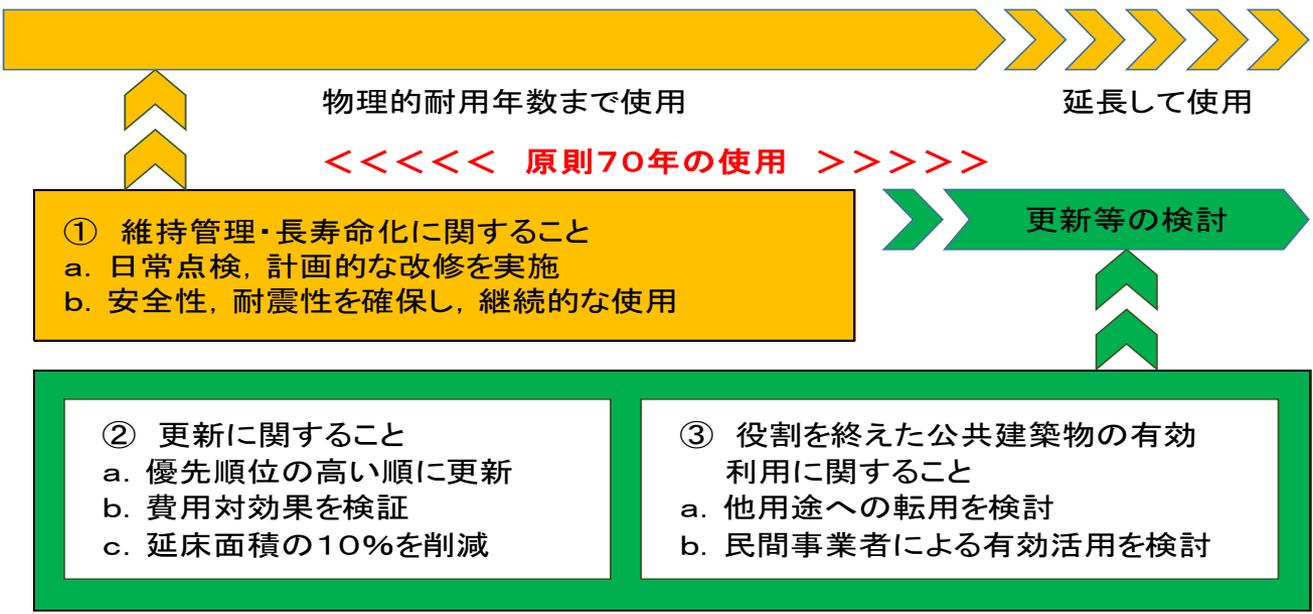
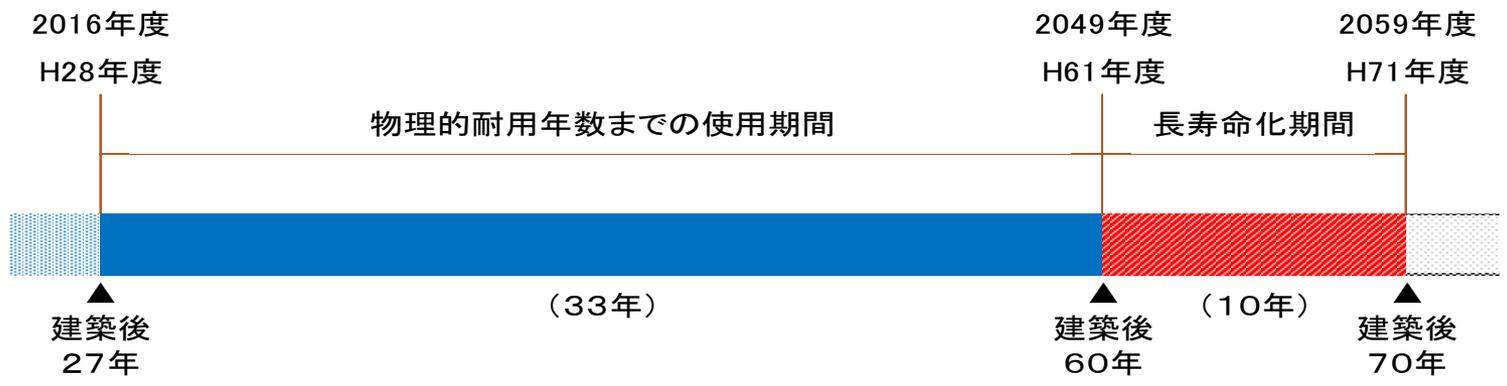
- ① 道路 15年 (15年)
- ② 橋梁 75年 (60年)
- ③ 上水道管路40年~60年 (40年)
- ④ 下水道管路 65年 (50年)
- ⑤ 水路 65年 (50年)

12. 公共施設等の管理に関する取組み

1 公共建築物の管理に関する取組み方針

(1) 公共建築物共通

【平成元年度に供用を開始した施設の場合】

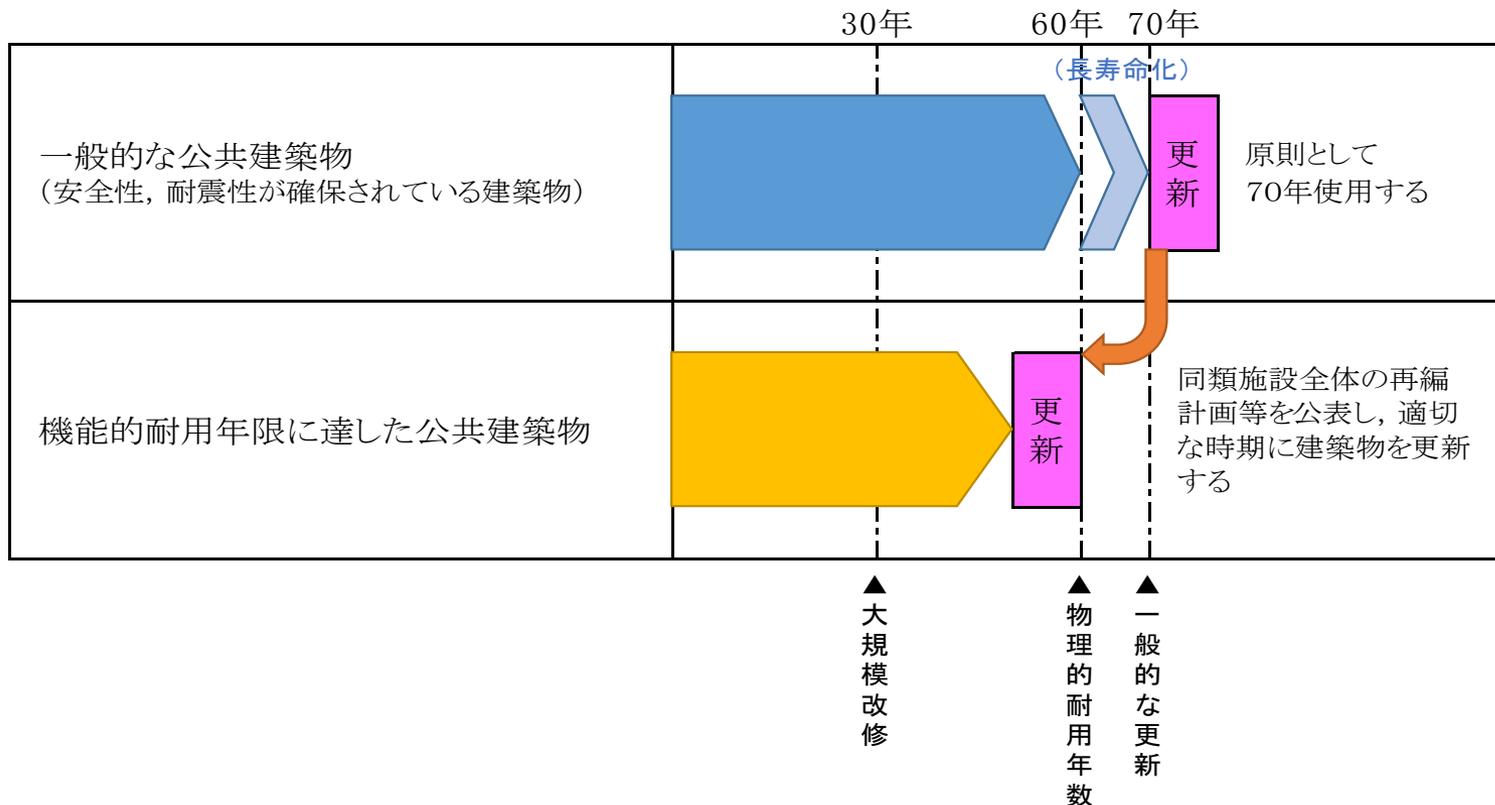


12. 公共施設等の管理に関する取組み

(2) 政策的判断が必要な公共建築物

a. 機能的耐用年限に達した公共建築物の更新

対象：幼稚園，保育所，こども園



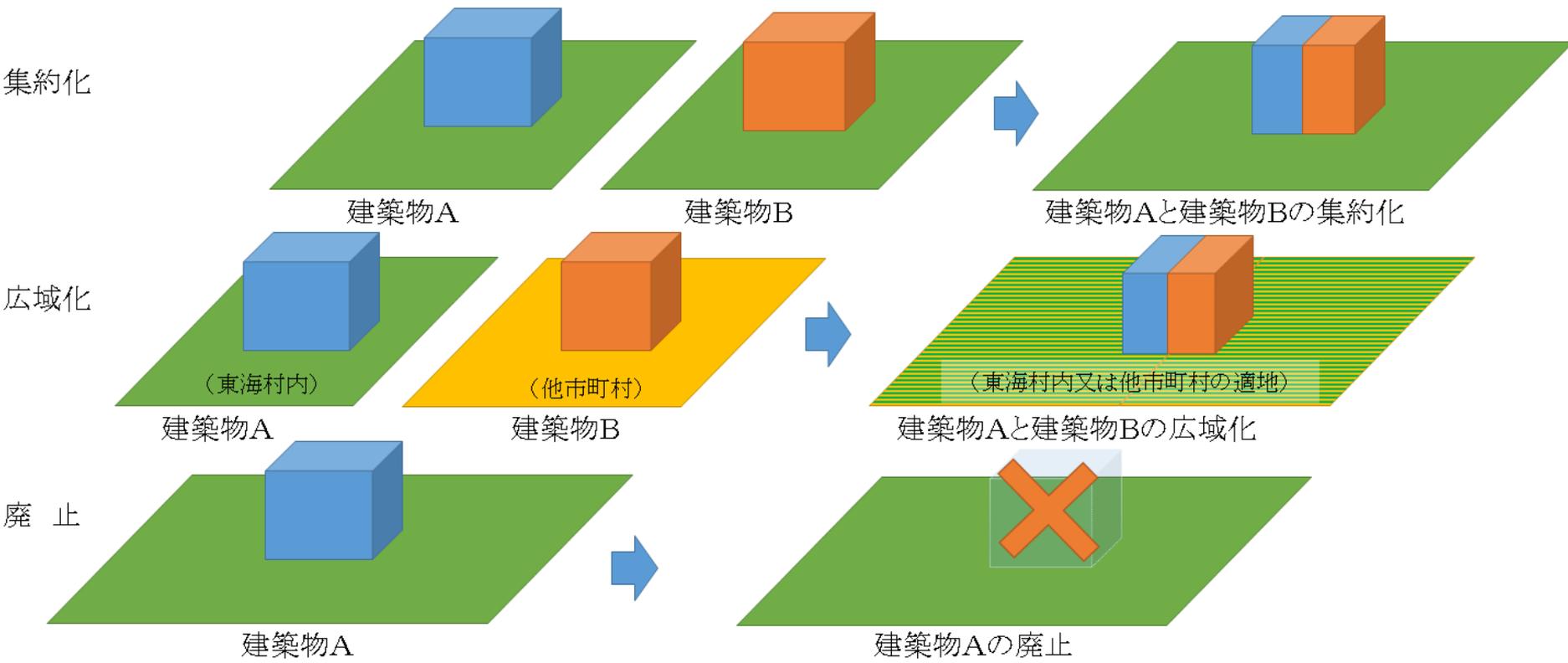
b. インフラとしての役割を担う公共建築物の更新

インフラとしての役割のため，機械設備等が設置されており，それらの老朽化に伴って，更新時期が左右される場合があります。

対象：清掃センター，衛生センター，浄水場

12. 公共施設等の管理に関する取組み

c. 公共建築物の集約化, 広域化, 廃止 対象：全ての公共建築物

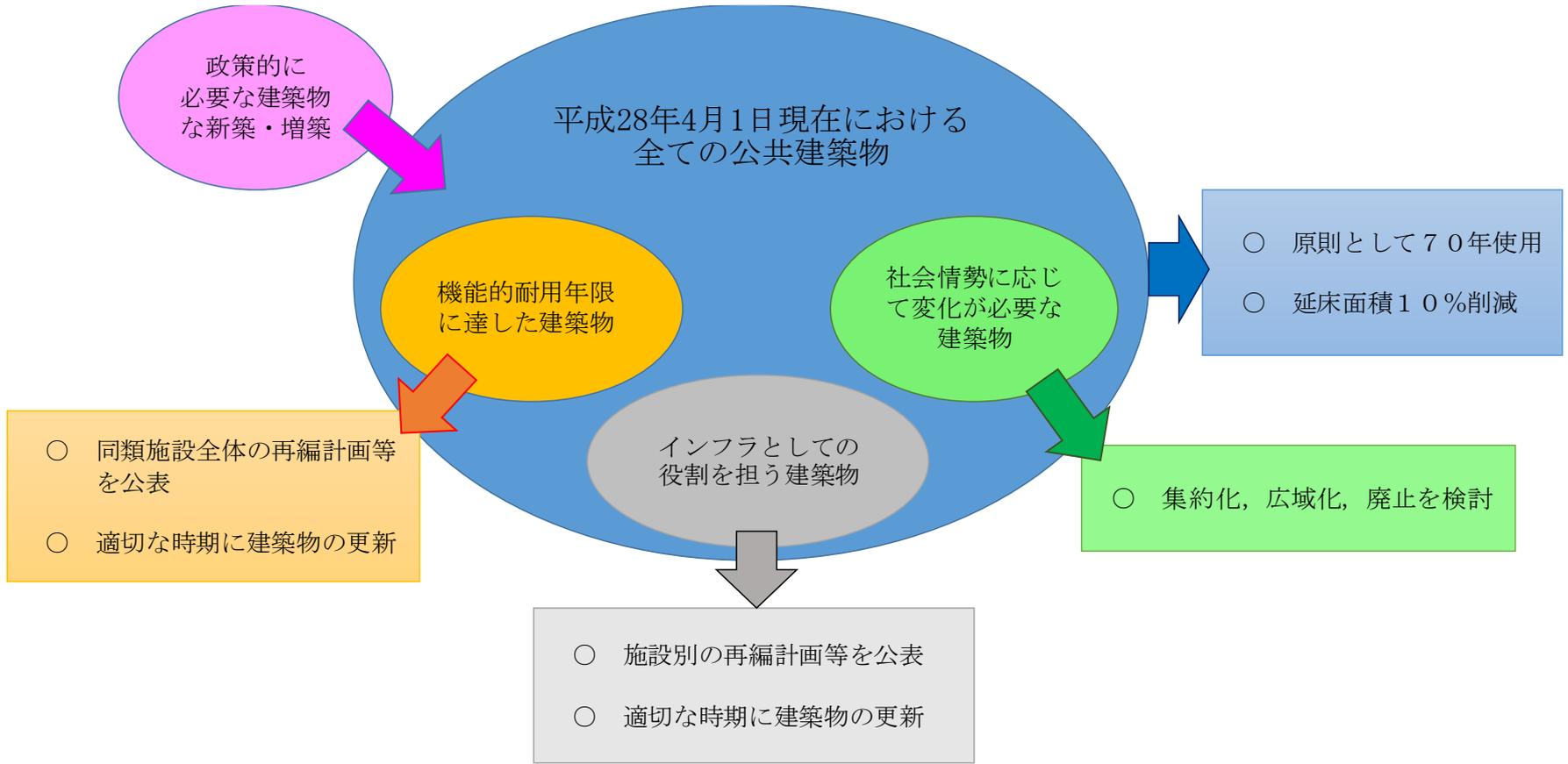


12. 公共施設等の管理に関する取組み

d. 政策的に必要な公共建築物の新築・増築

政策的に必要な公共建築物の新築・増築は、費用対効果を検討し、適正な規模により整備します。

【政策的な判断が必要な公共建築物の取組みイメージ】



12. 公共施設等の管理に関する取り組み

2 インフラ施設の管理に関する取り組み方針

(1) インフラ施設共通

①維持管理・長寿命化

- a. 日常点検, 計画的な改修の実施
- b. 安全性, 耐震性の確保による継続的な使用

②更新

- a. 優先順位の高い順に更新
- b. 費用対効果を検証

(2) 道路, 橋梁

避難路に指定されている道路, 橋梁について, 重点的に予防保全に努める

(3) 上下水道管路

耐震管への計画的な更新, 水道は断水防止のため網目状に配水管路を整備し, 下水道は汚水処理施設の普及推進のため, 下水道に加え, 合併浄化槽を整備

(4) 公園

住民ニーズに即した公園環境の整備と遊具の計画的な更新による安全な遊びの場の提供

13.公共施設等総合管理計画の推進

(1) ファシリティマネジメントの推進

- 公有財産の有効活用
- 広域連携の推進
- 官民連携の推進
- 受益者負担の適正化

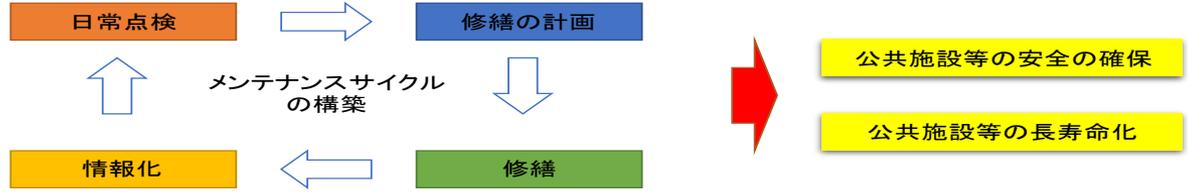
(2) 推進体制と情報公開

- メンテナンスサイクルの構築
- 推進会議の設置
- 計画の見直し
- 情報公開

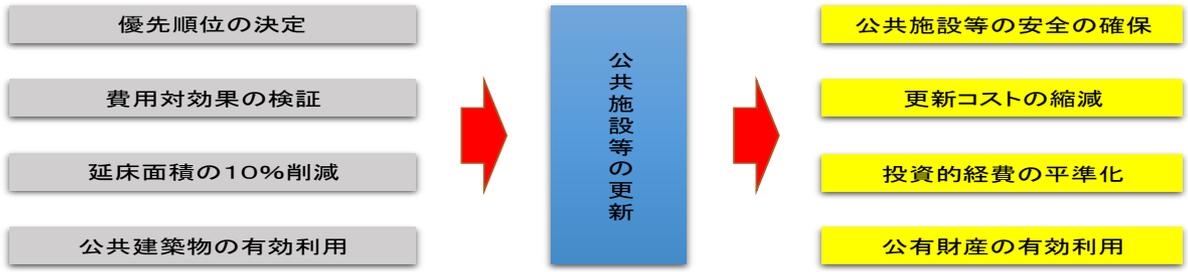
14. 公共施設等総合管理計画推進のための取組み



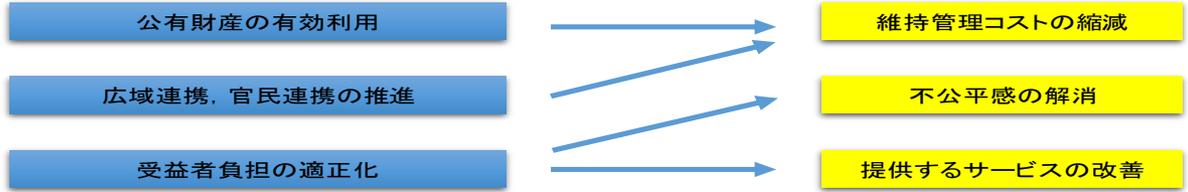
予防保全型の維持管理と長寿命化



更新コスト削減・平準化



公有財産の有効利用, 広域連携, 官民連携を推進



推進体制と情報公開

- (仮称) 東海村公共施設等総合管理計画推進会議による進行管理と評価
- 情報公開 (施設カルテ, 推進会議の結果)

東海村公共施設等総合管理計画 概要版

平成29年3月

東海村総務部総務課

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL:029-282-1711(代表)

<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>